

仕 様 書

1 件名

令和 7 年度富山地方法務局砺波支局で使用する白灯油供給契約

2 目的

富山地方法務局砺波支局で使用する冷暖房用灯油の調達

3 規格及び購入予定数量

日本産業規格 第 1 号灯油（白灯油）

予定数量 12,017 リットル

ただし、購入予定数量と購入数量に増減が生じても、異議を申し立てないものとする。

4 納入場所

富山県砺波市苗加 3 5 3 番地 2

5 納入方法

小型タンクローリーによる配達給油とする。

6 契約単価

本契約は、白灯油 1 リットル当たりの単価契約とする。

なお、契約単価及び給油単価の算出方法は別紙 1 「単価算出表」のとおりとする。

また、（１）契約単価（Ｂ）調整額及び（２）給油単価（Ｂ）調整額は同一の値とし、本契約期間中においては変動しないものとする。

7 請求方法

請求にあたっては、毎月末締めとし、紙により購入明細書を翌月 15 日までに別紙 2 に定める送付先へ提出する。

提出があった購入明細書の内容と保管する納品書の内容との照合等検査を行った後、合格したときは受託者へ連絡するので、購入明細書の提出があった同月末日（ただし、当該日付が行政機関の休日にあたる場合には、直前の勤務日とする。）までに購入明細書に沿った請求書を提出すること。

なお、令和7年度会計年度末（令和8年3月分請求）に関する請求書については、令和8年4月6日（月）までに請求できるよう迅速に対応すること。

8 秘密の保持

本業務の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務終了後においても同様とする。

9 その他

- (1) 供給時に故意又は過失により損害を与えた場合には、受託者がその損害を補償する。
- (2) 業務の履行に要する一切の費用は、受託者の負担とする。
- (3) 仕様書に記載がない事項について、別途協議することとする。